

令和5年度 償却資産に関する概要調書報告書

地方公共団体コード					表番号	
1	2	2	0	4	1	7
						6
						9
						8

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区分 個人・法人の別	行番号	(1)	(2)	(3)
		総数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ) (人)
個人	9 0 1 0	12 1,421	21 686	30 735
法人	0 2 0	8,428	4,493	3,935
合計	0 3 0	9,849	5,179	4,670

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	0

第70表 償却資産の価格等に関する調 (市町村計)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 94,386,295	25 93,789,544	38 316,438	51 93,473,106
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	100,385,430	99,621,086	199,858	99,421,228
	船 舶	0 3 0	727,510	559,724	167,787	391,937
	航 空 機	0 4 0	0	0	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	2,079,950	2,079,905	44	2,079,861
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	49,563,628	49,554,938	2,752	49,552,186
	小 計 (ハ)	0 7 0	247,142,813	245,605,197	686,879	244,918,318
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	112,529,108	105,240,012		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	31,152,092	22,647,806		
	小 計 (ニ)	1 0 0	143,681,200	127,887,818		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		1 1 0	0	0		
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		1 2 0	390,824,013	373,493,015		
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		373,493,015		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0		0		

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	1

第71表 償却資産の価格等に関する調 (個人分)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 4,793,344	25 4,793,344	38 0	51 4,793,344
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	347,375	347,375	0	347,375
	船 舶	0 3 0	0	0	0	0
	航 空 機	0 4 0	0	0	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	407	407	0	407
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	737,581	737,581	0	737,581
	小 計 (ハ)	0 7 0	5,878,707	5,878,707	0	5,878,707
法 第 九 三 条 百 八 係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	0	0		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	0	0		
	小 計 (ニ)	1 0 0	0	0		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0	0	0			
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	5,878,707	5,878,707			
同内 上 訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		5,878,707		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0		0		

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	2

第72表 償却資産の価格等に関する調 (法人分)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 89,592,951	25 88,996,200	38 316,438	51 88,679,762
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	100,038,055	99,273,711	199,858	99,073,853
	船 舶	0 3 0	727,510	559,724	167,787	391,937
	航 空 機	0 4 0	0	0	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	2,079,543	2,079,498	44	2,079,454
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	48,826,047	48,817,357	2,752	48,814,605
	小 計 (ハ)	0 7 0	241,264,106	239,726,490	686,879	239,039,611
法 十 第 九 三 条 百 八 係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	112,529,108	105,240,012		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	31,152,092	22,647,806		
	小 計 (ニ)	1 0 0	143,681,200	127,887,818		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0	0	0			
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	384,945,306	367,614,308			
同内 上 訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		367,614,308		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0		0		

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	8
1	2	2	0	4	1	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分	行 番 号	決 定 価 格 (A) (千円)	(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)	
			(B)	(C)		
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 1 項 (新線構築物)	9 0 1 0 12	25 1	27 3	29	
		0 2 0	2	3		
	第 2 項 (ガス事業用資産)	0 3 0 (新線立体交差化施設)	1	6		
		0 4 0	1	3		
	第 3 項 (農業協同組合等共同利用機械)	0 5 0	57,160	1	3	19,053
		0 6 0		2	3	
	第 4 項 (外航船舶)	0 7 0		1	2	
		0 8 0		1	6	
	第 5 項 (内航船舶)	0 9 0 (準外航船舶)		1	4	
		1 0 0	335,573	1	2	167,787
	第 6 項 (離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後))	1 1 0		1	6	
		第 7 項 (国際路線用航空機)	1 2 0		1	5
1 3 0				1	10	
第 8 項 (離島路線用航空機)	1 4 0		2	15		
	1 5 0		1	3		
	1 6 0 (小型離島航空機)		2	3		
第 9 項 (日本放送協会)	1 7 0		1	4		
	1 8 0	42,696	1	2	21,348	
第 10 項 (日本原子力開発機構)	1 9 0		1	3		
	2 0 0		2	3		
	第 12 項 (新幹線に係る鉄軌道用資産)	2 1 0		1	6	
2 2 0			1	3		

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	8
1	2	2	0	4	1	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係につき)

都道府県名 千葉県
市町村名 船橋市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3) (B) (C)		(4) 課税標準額	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (C)	(D) (千円)			
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第13項	①(青函・本四 鉄道施設)	9	12	25	27	29		
		2 3 0		1	6				
		②(青函・本四 新線構築物)	2 4 0		1	18			
		2 5 0		1	9				
		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	2 6 0		1	36			
		2 7 0		1	18				
		④(青函・本四 変・送電用資産)	2 8 0		1	10			
	第14項	(河川事業鉄軌道用資産)	2 9 0		2	3			
			3 0 0		5	6			
			3 1 0		1	6			
			3 2 0		1	3			
	第15項	(宇宙航空研究開発機構)	3 3 0		1	3			
			3 4 0		2	3			
	第16項	(海洋研究開発機構)	3 5 0		1	3			
			3 6 0		2	3			
	第17項	(水資源機構)	3 7 0		1	2			
			3 8 0		3	4			
	第18項	①(特定地方交通線)	3 9 0		1	4			
			②(新線構築物)	4 0 0		1	12		
			4 1 0		1	6			
③(新線立体交差化施設)		4 2 0		1	24				
		4 3 0		1	12				
④(河川事業鉄軌道用資産)		4 4 0		1	6				
		4 5 0		5	24				
		4 6 0		1	24				
	⑤(変・送電用資産)	4 7 0		1	12				
	4 8 0		3	20					

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	8
1	2	2	0	4	1	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係につき)

都道府県名 千葉県
市町村名 船橋市

区 分	行 番 号	決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 の 特 例 率		課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)
			(B) (C)	(B) (C)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 19 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	4 9 0	14,193	1 3	4,731
		5 0 0		2 3	
	第 20 項 (科学技術振興機構)	5 1 0		1 2	
	第 22 項 (新関西国際空港株)	5 2 0		1 2	
	第 23 項 (信用協同組合等)	5 3 0		3 5	
	第 24 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	5 4 0		3 5	
	第 25 項 (中部国際空港株)	5 5 0		1 2	
	第 26 項 (外国貿易用コンテナ)	5 6 0		4 5	
	第 27 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 7 0		1 3	
	第 28 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 8 0		1 3	
	第 29 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 9 0		1 3	
	第 30 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	6 0 0		1 2	
	第 31 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	6 1 0		1 3	
	(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	6 2 0		2 3	
	第 32 項 (量子科学技術研究開発機構)	6 4 0		1 3	
	6 5 0		2 3		
第 33 項 (世界遺産)	6 6 0		1 3		
法第349条の3の4 (被災代替償却資産)	6 7 0		1 2		
合 計	6 8 0	449,622	-	-	212,919

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(2)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3) (B)(C)		(4) 課税標準額	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B)	(C) (千円)			
法	旧第1項 (送電用資産・電気事業用)	9 0 1 0	12	25 1	27 3	29			
		0 2 0		2	3				
第	(変電所・電気事業用)	0 3 0		3	5				
		0 4 0		3	4				
三	旧第2項 (ガス事業用資産)	0 5 0		2	3				
		0 6 0		5	6				
百	旧第13項 (立体交差化施設)	0 7 0		-	-				
		0 8 0		1	3				
四	旧第18項 (熱供給事業用資産)	0 9 0		2	3				
		1 0 0		1	2				
十	旧第19項 (地下道又は跨線道路橋)	1 1 0		1	3				
		1 2 0		1	6				
九	旧第21項 (車庫構築物・立体交差化施設)	1 3 0		1	3				
		1 4 0		1	2				
条	旧第24項 (特定鉄道路線構築物)	1 5 0		1	2				
		1 6 0		1	3				
の	旧第25項 (日本電気計器検定所)	1 7 0		1	6				
		1 8 0		1	2				
三	旧第26項 (日本消防検定協会)	1 9 0		1	3				
		2 0 0		1	6				
三	旧第27項 (小型船舶検査機構)	2 1 0		1	2				
		2 2 0		1	3				
の	旧第28項 (軽自動車検査協会)	2 3 0		1	6				
		2 4 0		1	2				
三	旧第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	2 5 0		1	3				
		2 6 0		1	6				
の	旧第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	2 7 0		1	3				
		2 8 0		1	6				

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(2)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)	(B) (千円)	(B) (C)	(A) × (B) (C) (千円)	(D) (C) (千円)			
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第32項(高压ガス保安協会)	2 9 0	12	25	27	29			
		3 0 0		1	3				
		3 1 0		1	6				
	旧第32項(自動車安全運転センター)	3 2 0		1	3				
		3 3 0		1	6				
	旧第33項(郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	3 4 0		1	2				
	旧第34項(有線放送電話業務用資産)	3 5 0		2	3				
		3 6 0		1	2				
		3 7 0		1	6				
合 計	3 8 0		0	-	-		0		

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係)

都道府県名 千葉県
市町村名 船橋市

区分	行番号	(1)	(2)	(3)	(4)	
		決定価格 (A) (千円)	課税標準の特例率 (B)	課税標準の特例率 (C)	課税標準額 (A) × (B) / (C) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条	第1項(倉庫等)	0 1 0		1	2	
		0 2 0		3	4	
	第2項(公共の危害防止施設等)	0 3 0		1	2	
		0 4 0		2	3	
		0 5 0	69,877	1	3	23,292
		0 6 0		3	4	
		0 7 0	546,934	1	6	91,156
		1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 8 0	657,000	1	2
	5号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 9 0		4	5	
	旧2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 0 0		1	2	
	フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 1 0		1	2	
	第3項(国内路線用航空機)	1 2 0		2	5	
		1 3 0		1	4	
1 4 0			3	8		
1 5 0			2	3		
第4項(沖縄電力(株))	1 6 0		2	3		
第5項(大規模地震防災応急対策用資産)	1 7 0		2	3		
第6項(日本貨物鉄道(株)の新造車両)	1 8 0		2	3		
第7項(低公害車燃料等供給施設)	1 9 0		1	2		
	2 0 0		3	4		
	2 1 0		5	6		

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3) (B) (C)		(4) 課税標準額		
		(A) (千円)	(千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (C)	(D) (千円)			
法 附 則 第 十 五 条	第8項 (国際船舶)	2 2 0	12	1	18	29				
	(うち特定船舶適用分)	2 3 0		1	36					
	第9項	①(特定鉄道事業譲受資産)	2 4 0		1	2				
		②(新線構築物)	2 5 0		1	6				
			2 6 0		1	3				
		③(立体交差化施設)	2 7 0		1	12				
			2 8 0		1	6				
			2 9 0		1	3				
		④(河川事業鉄軌道用資産)	3 0 0		5	12				
			3 1 0		1	12				
	3 2 0			1	6					
	⑤(変・送電用資産)	3 3 0		3	10					
	第10項 (鉄道車両安全向上設備)	3 4 0		1	3					
	第11項 (低床車両)	3 5 0		1	3					
	第12項 (新造改良車両(鉄道事業))	3 6 0		2	3					
		3 7 0		3	5					
第13項 (PFI公共施設)	3 8 0		1	2						
第14項	(都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3 9 0		-	-					
	(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 0 0		-	-					
第15項 (都市鉄道施設)	4 1 0		2	3						
第16項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	4 2 0		1	2						
	4 3 0		3	5						

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 千葉県
市町村名 船橋市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3) 課税標準額	
		(A) (千円)	(B)	(B) (C)	(A) × (B) (C)	(D) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条	第17項 (鉄道事業再構築事業)	4 4 0		1	4		
	第18項 (バイオ燃料製造設備)	4 5 0		1	2		
	第20項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	4 6 0		2	3		
		4 7 0		1	2		
	第21項 (津波対策に資する港湾施設等) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 8 0		2	3		
		4 9 0		-	-		
	第23項 (津波避難施設等) (指定避難施設(わがまち特例)適用分)	5 0 0		-	-		
		5 1 0		-	-		
	第24項 (移動等円滑化のための設備)	5 2 0		2	3		
	第25項 (太陽光1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 3 0		2	3		
		5 4 0		3	4		
	第25項 (太陽光1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 5 0		3	4		
		5 6 0		2	3		
	第25項 (風力20kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 7 0		1	2		
		5 8 0		3	4		
	第25項 (風力20kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 9 0		2	3		
		6 0 0		1	2		
	第25項 (水力5,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 1 0		1	2		
		6 2 0		2	3		
	第25項 (地熱1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 3 0		2	3		
		6 4 0		1	2		
	第25項 (地熱1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 5 0		1	2		
		6 6 0		1	2		
	第25項 (バイオマス10,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 7 0		1	2		
		6 8 0		2	3		
	第25項 (バイオマス10,000kw以上20,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 9 0		2	3		
		6 0 0		2	3		
	第26項 (鉄道耐震補強設備)	6 3 0		2	3		
第27項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	6 4 0		2	3			
第28項 (浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 5 0		2	3			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区分	行番号	(1)	(2)	(3)	(4)	
		決定価格 (A) (千円)	課税標準の特例率 (B)	課税標準の特例率 (C)	課税標準額 (A) × (B) / (C) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条	第29項 (特別特定技術基準施設の耐震化)	6 6 0	1	2		
		6 7 0	5	6		
		6 8 0	2	3		
	第30項 (無電柱化)	6 9 0	1	2		
		7 0 0	2	3		
		7 1 0	3	4		
	第32項 (特定事業所内保育施設) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7 2 0	152,646	1	3	50,882
	第34項 (帰還環境整備推進法人)	7 3 0		1	3	
	第35項 (地域福利増進事業)	7 4 0		2	3	
		7 5 0		3	4	
	第36項 (農業協同組合等共同利用機械)	7 6 0		1	2	
	第37項 (認定就農者)	7 7 0		2	3	
	第39項 (滞在快適性等向上施設)	7 8 0		1	2	
	第40項 (ローカル5G)	7 9 0		1	2	
	第41項 (シェアサイクルポート)	8 0 0		3	4	
	第42項 (雨水貯留浸透施設) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	8 1 0		-	-	
	第44項 (カーボンニュートラルポート)	8 2 0		2	3	
	第45項 (先端設備等)	(賃上げ目標設定事業者)	8 3 0		1	2
		8 4 0		1	3	
第46項 (道路運送高度化事業)	8 5 0		1	3		
合計	8 6 0	1,426,457	-	-	473,960	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード				表番号			
1	2	2	0	4	1	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調 (4)
(法附則第15条関係)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分	行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)
		決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 の 特 例 率 (B)	(B) (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (C) (千円)
法 附 則 第 十 五 条	旧第1項(倉庫等)	9 0 1 0	12	25 2	27 3
		0 2 0		3	5
	旧第3項(公害防止設備)	0 3 0		1	3
		0 4 0		2	3
		0 5 0		3	4
		0 6 0		1	2
	旧第5項(公共危害防止構築物)	0 7 0		3	5
		0 8 0		1	2
		0 9 0		1	3
	旧第6項(公害防止優良更新施設)	1 0 0		1	2
		1 1 0		2	3
	旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)	1 2 0		2	3
		1 3 0		5	6
	旧第7項(日本貨物鉄道(株)の新造車両)	1 4 0		3	5
	旧第8項(雨水貯留浸透施設)	1 5 0		2	3
		1 6 0		1	2
		1 7 0		-	-
	旧第14項(旧国際電信電話(株))	1 8 0		3	5
		1 9 0		1	2
	旧第14項(新造車両(流通業務))	2 0 0		2	3
	2 1 0		3	5	
旧第15項(地方卸売市場)	2 2 0		4	5	
	2 3 0		3	4	
旧第17項	①(立体交差化施設)	2 4 0	1	6	
	②(旧交付付金法附則第19項)	2 5 0	-	-	
	③(旧交付付金法附則第20項)	2 6 0	-	-	
旧第19項(指定法人等の大規模外貨埠頭)	2 7 0		1	2	
旧第20項(水力発電施設の魚道)	2 8 0		2	3	
旧第20項(貨物鉄道に対する貸付資産)	2 9 0		1	2	
旧第20項(スーパー中核港湾)	3 0 0		1	2	
旧第21項(国立大学校舎)	3 1 0		1	2	
旧第27項(指定会社等の特定用途港湾施設)	3 2 0		1	2	

※地域決定型地方税制特例措置(わかまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号	
1	2	2	0	4	1	7
1						6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調 (4)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3) (B) (C)		(4) 課税標準額	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A)	(B) (C)	(D) (千円)		
								(B) (C)	
法 附 則 第 十 五 条	旧第29項 (旧交納付金法附則第17項)	9 3 3 0	12	25 -	27 -	29			
	旧第31項 (熱電併給型動力発生装置)	3 4 0		5	6				
		3 5 0		11	12				
	旧第36項 (公共荷さばき施設)	3 6 0		1	2				
	旧第36項 (対象特定電気通信設備)	3 7 0		3	4				
	旧第37項 (一般廃棄物処理施設)	3 8 0		1	2				
		3 9 0		1	4				
	旧第37項 (放送ネットワーク災害対策用設備)	4 0 0		3	4				
	旧第37項 (立地誘導促進施設)	4 1 0		2	3				
	旧第39項 (国家戦略特区)	4 2 0		1	2				
旧第40項 (認定競争事業により取得した公共施設等) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 3 0		-	-					
旧第41項 (先端設備等)	4 4 0	84,099	0	0		0			
合計	4 5 0	84,099	-	-		0			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
1	2	2	0	4	1	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
 規定の適用を受けるものに関する調(5)
 (法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 法附則第16条の2, 旧法附則第16条の2)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額		
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	×	(B) (D)	(C) (千円)	
				(B)	(C)					
法 附 則 第 十 五 条 の 二	第 1 項 ①(旧交付金法附則第17項・立体交差化施設)	9	12	25	27	29				
	①(JR北海道・四国に係る特例)	0	2	0	1	2				
	J R 北 海 道 ・ 四 国 に 係 る 特 例 と 法 第 三 百 四 十 九 条 の 三 各 項 と 連 乗	②(新線構築物)	0	3	0	1	6			
			0	4	0	1	3			
		③(新線立体交差化施設)	0	5	0	1	12			
			0	6	0	1	6			
		④(新幹線鉄軌道用資産)	0	7	0	1	12			
			0	8	0	1	6			
		⑤(青函・本四 鉄道施設)	0	9	0	1	12			
		⑥(青函・本四 新線構築物)	1	0	0	1	36			
			1	1	0	1	18			
		⑦(青函・本四 新線立体交差化)	1	2	0	1	72			
			1	3	0	1	36			
⑧(青函・本四 変・送電用資産)		1	4	0	1	20				
⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1	5	0	1	3					
	1	6	0	5	12					
	1	7	0	1	12					
	1	8	0	1	6					
⑩(車庫構築物・立体交差化施設)	1	9	0	1	6					
⑪(変・送電用資産)	2	0	0	3	10					
⑫(新造改良車両(鉄道事業))	2	1	0	1	3					
	2	2	0	3	10					
⑬(鉄道耐震補強設備)	2	3	0	1	3					

地方公共団体コード					表番号		
1	2	2	0	4	1	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
 規定の適用を受けるものに関する調（5）
 （法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 法附則第16条の2, 旧法附則第16条の2
 つづき）

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3) (B) (C)		(4) 課税標準額	
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	×	(B) (D)	(C) (千円)
				(B)	(C)				
法附則第十五条の三 旧道承継特例とJR北海道 交・納付金に係るの特例、 交・納付金に係るの特例、 交・納付金に係るの特例、 交・納付金に係るの特例、	①(旅客会社等に係る承継特例)		2 4 0	12	25	27	29	3	5
	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)		2 5 0						
	③(JR北海道・四国に係る特例)		2 6 0					3	10
	④(JR北海道・四国に係る特例・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)		2 7 0						
法附則第16条の2	旧第11項(平成28年熊本地震 被災代替償却資産)		2 8 0					1	2
法附則第16条の2	旧第11項(阪神・淡路大震災・立体交差化施設)		2 9 0					1	3
法附則第16条の3	第11項(平成30年7月豪雨 被災代替償却資産)		3 0 0					1	2
合 計		3 1 0		0					

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	8
1	2	2	0	4	1	7	8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(6)
(法附則第56条, 法附則第56条の2等)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(2) 課税標準の特例率		(4) 課税標準額 (A) × (B) / (C) (D) (千円)	
			(B)	(C)		
法附則第56条	第12項(東日本大震災)	0 1 0	1	2		
	第15項(東日本大震災・居住困難区域)	0 2 0	1	2		
法附則第五十六条の二	旧第3項(被災代替鉄道施設等)	0 3 0	2	3		
	旧第4項	①(被災特定地方交通線)	0 4 0	1	4	
		②(新線構築物)	0 5 0	1	6	
		③(新線立体交差化施設)	0 6 0	1	12	
		④(河川事業鉄軌道用資産)	0 7 0	5	24	
		0 8 0	1	12		
令和3年地方税法等改正法附則第12条第9項(旧法附則第64条)	(新型コロナ先端設備等) ~R3. 3. 31取得分(構築物のみ)	0 9 0	0	0		
令和3年地方税法等改正法附則第13条第1項(旧法附則第64条)	(新型コロナ先端設備等) R3. 4. 1~R5. 3. 31取得分	1 0 0	264, 317	0	0	
合計	1 1 0	264, 317	-	-	0	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (市町村計)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 (人)	(2) 課 税 標 準 額 (千 円)	
150 万 円 未 満 の も の		9 0 1 0	5,179	2,219,586	
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の		9 0 2 0	119	184,009	
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の		9 0 3 0	113	186,434	
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の		9 0 4 0	92	161,089	
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の		9 0 5 0	85	157,248	
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の		9 0 6 0	91	177,564	
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の		9 0 7 0	362	814,457	
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の		9 0 8 0	294	805,207	
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の		9 0 9 0	1,726	9,691,017	
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の		9 1 0 0	672	9,509,058	
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の		9 1 1 0	291	7,175,643	
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の		9 1 2 0	498	26,281,568	
1 億 円 以 上 の も の		9 1 3 0	327	318,349,721	
計		9 1 4 0	9,849	375,712,601	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大 臣 配 分 分	9 1 5 0	308	105,319,969
		知 事 配 分 分	9 1 6 0	8	22,648,174
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0	0	0	

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	8

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（個人分）

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 (人)	(2) 課 税 標 準 額 (千 円)
150万円未満のもの		9 0 1 0	686	371,875
150万以上160万円未満のもの		9 0 2 0	17	26,402
160万以上170万円未満のもの		9 0 3 0	24	39,573
170万以上180万円未満のもの		9 0 4 0	11	19,315
180万以上190万円未満のもの		9 0 5 0	26	48,042
190万以上200万円未満のもの		9 0 6 0	18	35,144
200万以上250万円未満のもの		9 0 7 0	67	149,545
250万以上300万円未満のもの		9 0 8 0	57	157,176
300万以上1,000万円未満のもの		9 0 9 0	362	2,058,326
1,000万以上2,000万円未満のもの		9 1 0 0	89	1,218,779
2,000万以上3,000万円未満のもの		9 1 1 0	38	936,348
3,000万以上1億円未満のもの		9 1 2 0	26	1,190,057
1億円以上のもの		9 1 3 0		
計		9 1 4 0	1,421	6,250,582
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分	9 1 5 0	
		知事配分	9 1 6 0	
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0		

地方公共団体コード							表番号	
1	2	2	0	4	1	7	8	1

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (法人分)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 (人)	(2) 課 税 標 準 額 (千 円)	
150万円未満のもの		9010	4,493	1,847,711	
150万以上160万円未満のもの		9020	102	157,607	
160万以上170万円未満のもの		9030	89	146,861	
170万以上180万円未満のもの		9040	81	141,774	
180万以上190万円未満のもの		9050	59	109,206	
190万以上200万円未満のもの		9060	73	142,420	
200万以上250万円未満のもの		9070	295	664,912	
250万以上300万円未満のもの		9080	237	648,031	
300万以上1,000万円未満のもの		9090	1,364	7,632,691	
1,000万以上2,000万円未満のもの		9100	583	8,290,279	
2,000万以上3,000万円未満のもの		9110	253	6,239,295	
3,000万以上1億円未満のもの		9120	472	25,091,511	
1億円以上のもの		9130	327	318,349,721	
計		9140	8,428	369,462,019	
計の内訳	法第389条関係	大臣配分	9150	308	105,319,969
		知事配分	9160	8	22,648,174
	法第743条関係	9170			